

# 支部（地区）社会福祉協議会を立ち上げよう

## ◎市社会福祉協議会からの支援

- ◇地域での説明会や懇談会に積極的に出向きます。
- ◇支部（地区）社会福祉協議会の立ち上げから、その後の活動をサポートします。
- ◇良い事例や耳寄りな情報を随時提供していきます。
- ◇社会福祉協議会会員会費の一部を支部（地区）社会福祉協議会活動費として助成します。

## ◎事業の参考例

支部（地区）社協活動の目的は、安心してらせるまちづくりです。  
そのために、できる活動から「地域の困った」を地域で解決していきましょう！！

### ①福祉に関する学習会

- ・地域について考える会
- ・調理教室（高齢者の食事について学ぶなど）
- ・車いす、アイマスク、高齢者擬似体験、手話、点字体験
- ・出前講座の実施など

### ②組織づくり

- ・福祉委員、福祉推進員や広報委員などの設置
- ・女性の組織化

### ③広報活動

- ・かわら版、お知らせ版などの発行

### ④見守り活動

- ・ひとり暮らし高齢者への声かけ、見守り、配食
- ・ゴミだし活動（高齢者、障がい者への支援）など

### ⑤人と人との交流活動

- ・収穫祭（田植え、餅つき、芋煮会など）
- ・敬老祝会
- ・料理教室
- ・地域のまつり事業（運動会、おまつり）
- ・そば打ち交流会
- ・高齢者や子育てサロン
- ・子ども会との連携事業（子ども会と大人の連携事業）
- ・ふれあい食事会（配食、会食）
- ・福祉ニーズ調査（アンケート実施）

### ⑥防犯防災活動

- ・下校時の見回り巡視活動
- ・あいさつ運動の実施（ポスター作成と掲示など）
- ・防災訓練の実施

### ⑦環境（エコ）活動

- ・廃品回収
- ・ごみ分別活動
- ・花壇づくり（花いっぱい運動）

- ◇ ①～⑦までの事業を1つ以上実施
- ◇ ①については必ず計画
- ◇ 事業計画（報告）、予算（決算）を市社会福祉協議会へ提出ください

## ◎規約の参考例

## 笠間市社会福祉協議会〇〇〇支部規約

### (目 的)

第1条 この会は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「笠間市社協」という）定款第1条（この社会福祉法人は、笠間市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。）の目的を達するため、地域性を生かして、その業務に協力することを目的とする。

### (名称及び事務所)

第2条 名称は、「笠間市社会福祉協議会〇〇〇支部」（以下「本会」という。）といい事務所を運営委員長（支部長）宅におく。

### (構 成)

第3条 本会は、笠間市社協の定める地域内の笠間市社協の会員をもって構成する。

### (事 業)

第4条 本会は、笠間市社協と連携を図り、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員募集の活動
- (2) 福祉問題の発見、把握
- (3) 地域住民の福祉活動への参加促進
- (4) 助け合い活動推進
- (5) 地域の実情にあった事業
- (6) 福祉啓発活動
- (7) その他、目的達成に必要な事業

### (役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 支部長  | 1名   |
| (2) 副支部長 | 2名   |
| (3) 運営委員 | 〇名以内 |
| (4) 会 計  | 〇名   |
| (5) 監 事  | 〇名   |

2 運営委員は、地区内の区三役、公民館三役、民生委員児童委員、高齢者クラブ、子ども会、体育部、生活部その他関係者等で組織する。

3 支部長、副支部長及び監事は、運営委員の中から選出する。

4 会計は、支部長が指名する。

### (役員の仕事)

第6条 支部長は本会の代表となり、会務を総括し会議の議長となる。

2 運営副委員長（副支部長）は、運営委員長（支部長）を補佐し運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 運営委員は、業務の推進にあたる。
- 4 会計は、本会の会計にあたる。
- 5 監事は、会計の監査にあたる。

(役員任期)

- 第7条 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。
- 2 総会は、支部長が招集し年1回開催し次の事項を議決する。ただし必要があれば臨時に招集することができる。
    - (1) 規約の制定、改廃
    - (2) 運営委員の選出及び選任
    - (3) 事業の設定
    - (4) 予算の決議、決算の承認
    - (5) その他、重要な事項
  - 3 支部長は必要があるとき招集する。
  - 4 会議は、出席者の過半数の同意により議決する。
  - 5 日常の簡易な事務は支部長が専決し、運営委員会に報告する。

(部会)

- 第9条 本会は、必要に応じ、部会を設けることができる。

(福祉推進員)

- 第10条 本会に福祉推進員をおく。
- 2 福祉推進員については別に定める。

(経費)

- 第11条 本会は、笠間市社協の事業助成金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第13条 その他、この規約に定めるもののほか、必要な事項は支部長が別に定める。

付 則

この規約は、 年 月 日より施行する。

## ◎参考規約（福祉推進員）

福祉推進員要綱（支部規約第10条の2関係）

1 福祉推進員の役割は次のとおりとする。

(1) 福祉推進員は、市社協、支部社協の事業を担当地域内に周知し、自らも実践の中心となる。地域内の福祉関係者や団体との連絡にあたる。

会員募集や各種資料の配布など、社協活動と住民をつなぐ役目を果たす。

(2) 地域住民の要求や願いを把握し、これを地域内で解決するとともに市社協、支部（地区）社協に反映させ共に解決を図る。

2 福祉推進員は次の者をもって構成する。

(1) 行政区内住民より選出された代表

(2) 区長の推薦した者

(3) 地域内の福祉関係者、民生委員児童委員、その他

(4) 地域内学識経験者

◎組織図（参考）

笠間市社会福祉協議会〇〇〇支部 組織図

